

科目4

精神保健福祉相談員の役割

講義3

市町村における精神障害者福祉業務の実践

1) 相談支援、就労・生活支援、居住支援、
権利擁護

精神保健に関する相談支援に係る市町村の役割



現在、市町村における自殺対策、虐待（児童、高齢者、障害者）、生活困窮者支援、生活保護、母子保健・子育て支援等の業務において、関わっている住民が背景に精神保健上の課題を抱えているケースも多く、市町村の責務ではなくても、実際の支援の中で複合的な課題への支援のニーズに直面している。

市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援 <イメージ>

根拠法・対象者等		実施場所・主な担い手・相談内容		総合的な相談支援体制	
障害者総合支援法 (対象：障害者等)	【一般相談支援事業】	相談支援事業所	相談支援専門員等	○基本相談支援	【基幹相談支援センター】 地域の相談支援の中核的役割 ○障害者への相談支援等個別支援 ○相談支援従事者への助言等支援者支援 ○自立支援協議会運営への関与を通じた地域づくり ※ 指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可
	【特定相談支援事業】			○地域相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援	
	【市町村障害者相談支援事業】			○基本相談支援 ○計画相談支援 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援	
精神保健福祉法 (対象：精神障害者等)	【精神保健福祉相談】	市区町村窓口等	(精神保健福祉相談員) 精神保健福祉法48条	○主に個別給付による相談支援の対象とならない障害者等に対する相談支援 ※指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	【地域生活支援拠点等】 緊急時に備えた相談 緊急時の対応 地域移行の推進 (体験の機会・場の確保等) ○本人も家族も安心できる地域生活 ○本人の希望に応じた施設等から地域生活への移行
				○福祉サービスの利用調整 ※福祉サービスの利用調整については、指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	
地域保健法 (対象：住民)	【地域保健事業】	市区町村窓口等	保健師等	○精神保健に関する相談支援	社会福祉法 (対象：住民) 【重層的支援体制整備事業】 ○既存の相談窓口(※)を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応 ①相談支援(※) ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援を一体的に実施 介護・障害・子ども・困窮に係る既存の福祉各分野の相談支援が対象
				○健康相談、保健指導、健康診査等 →対象を障害者に限定しない一般的な相談 ・市町村保健センター ・地域包括支援センター等の類似施設(子育て世代包括支援センター、自立相談支援機関のほか、自殺対策、虐待等の相談窓口等) ※地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な方針	

精神保健福祉相談では、「生活」にかかる様々な相談は、地域にある資源を活用し、ご本人自らが主体的に選択し利用できるように働きかけ、**生活全体**を支援する。

<生活支援のポイント>

○地域にあるさまざまな市民サービスを活用

○ご本人自らが主体的に選択し利用できるよう

働きかけ、生活全体を支援する

- 本人の興味や関心にそって利用可能なものを活用
- 本人の人間関係、社会的な交流の活用
- 地域にあるインフォーマルサービスの活用
(さまざまな民間サービス、公的市民サービスなど)
- 社会保障制度・医療福祉サービス等の活用
- 満たされないニーズにはサービス開拓にむけた協議

精神障害者が使える主な制度 フォーマルサービス

- 障害年金（基礎・厚生）
- 障害者手帳
- 自立支援医療（精神通院）
- 訪問看護（医療保険・介護保険）
- 相談支援/障害福祉サービス
 - 計画相談支援・地域相談支援
 - 地域移行支援・地域定着支援
 - 自立生活援助
 - 共同生活援助
 - 自立訓練（生活訓練）
 - 就労（移行・定着、A、B）
 - 居宅介護 等
- 成年後見制度
- 日常生活自立支援（安心サポート）
- 生活困窮者自立支援制度
- 居住支援、公営住宅など
- 生活保護制度

生活支援を行っていくためには、精神障害者が利用できるフォーマルな制度(資源)を知っておくことが必要。

<生活支援のポイント>

○地域にあるさまざまな市民サービスを活用

○ご本人自らが主体的に選択し利用できるよう

働きかけ、生活全体を支援する

- 本人の興味や関心にそって利用可能なものを活用
- 本人の人間関係、社会的な交流の活用
- 地域にあるインフォーマルサービスの活用
(さまざまな民間サービス、公的市民サービスなど)
- 社会保障制度・医療福祉サービス等の活用
- 満たされないニーズにはサービス開拓にむけた協議

フォーマルサービス 精神障害者が使える主な制度

- 障害年金 (基礎・厚生)
- 障害者手帳
- 自立支援医療 (精神通院)
- 訪問看護 (医療保険・介護保険)
- 相談支援/障害福祉サービス
 - 計画相談支援・地域相談支援
 - 地域移行支援・地域定着支援
 - 自立生活援助
 - 共同生活援助
 - 自立訓練 (生活訓練)
 - 就労 (移行・定着、A、B)
 - 居宅介護 等
- 成年後見制度
- 日常生活自立支援 (安心サポート)
- 生活困窮者自立支援制度
- 居住支援、公営住宅など
- 生活保護制度

就労、住まい、権利擁護などの相談にも対応できるよう、
様々な制度を知っておくことが必要。

就労支援

- ・ハローワーク
- ・障害者職業センター
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 等

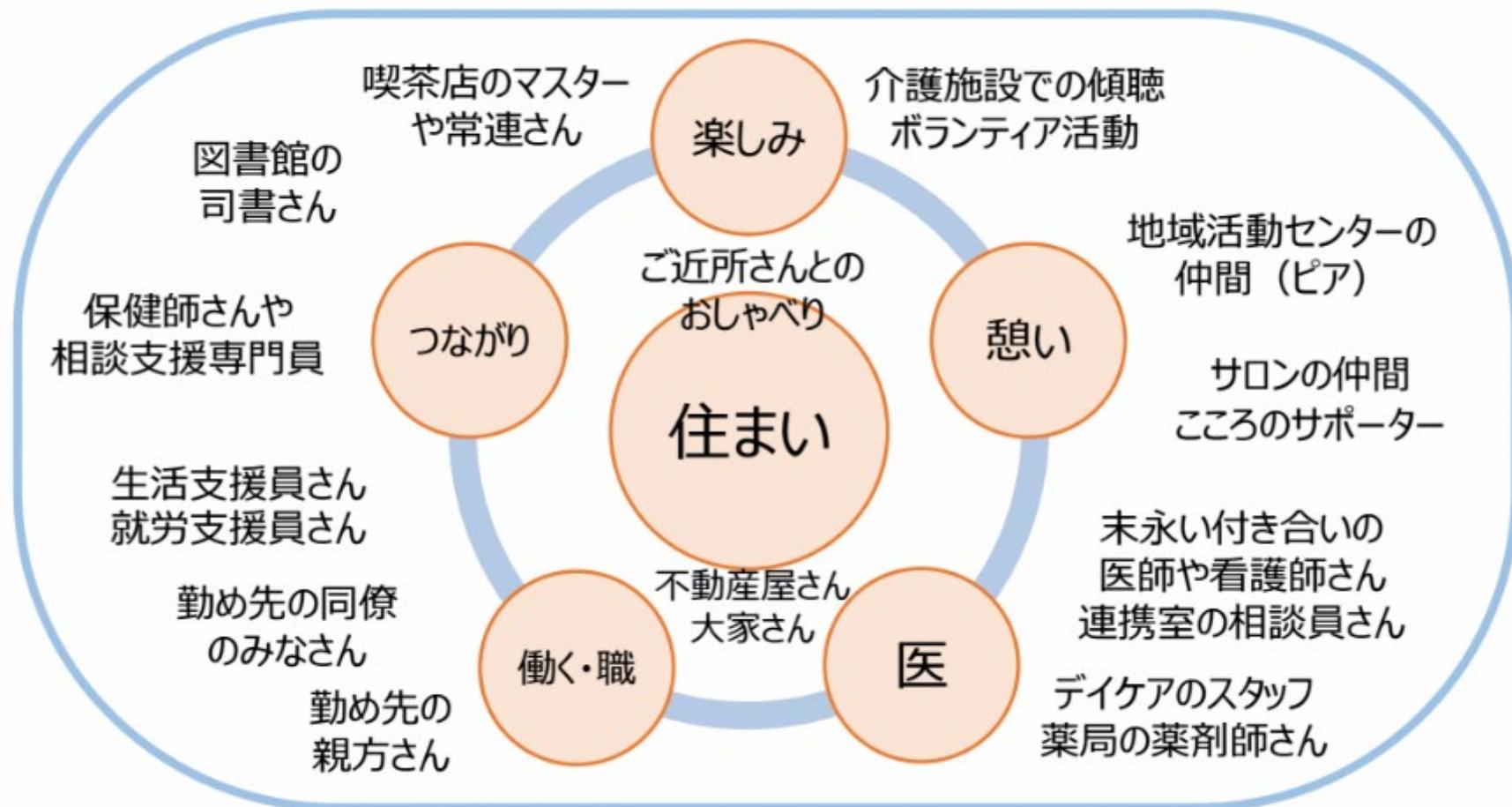
居住支援

- ・グループホーム
- ・居住サポート事業
- ・住宅セーフティネット制度 等

権利擁護

- ・市町村長同意
- ・成年後見制度
- ・障害者虐待防止 等

地域に足を運び、インフォーマルの資源を発掘、活用していくことも精神保健福祉相談員の役割の一つである。



ピアサポーターの活動

サービス等に位置づけられるピアサポート活動従事者の活躍の場



個人的（内面的）リカバリーを促進 「幸せになりたい」

ピアサポート活動従事者ならではの特性

ピアサポート活動従事者ならではの特性		その効果	
<ul style="list-style-type: none"> 個別支援 地域づくり 	当事者性を活かした傾聴・共感・受容 ⇒ 安心感・自己覚知促進	利用者	リカバリーの促進
	リカバリーの渦中であることや自尊心低下・諦め等様々な要因から言語化されづらくなっている当事者の“思い”の言語化サポート ⇒ 協働支援チームとの調整へ	協働する専門職	当事者理解と意識の変化
	<ul style="list-style-type: none"> リカバリーできるという証（ロールモデル） 個や組織のエンパワメント・スティグマの解消 ⇒ リカバリー志向及び文化の醸成・差別解消 	組織	リカバリー志向へ
		地域	誰もが暮らしやすい地域へ

【事例】A市の家族支援の取り組み

○ こころの健康に関する日頃の悩みを少しでも軽減できるよう、同じ立場の家族やこころの健康推進員が、相談に応じます。

主催：A市精神障害者地域家族会
協力：A市、ボランティアセンター
こころの健康推進員
C保健所



★家族相談会(毎月1回)

特徴 ニーズに応じ2部屋で対応

①深刻な相談

▶保健所精神保健福祉相談員と
市精神保健福祉相談員が対応

②ホッとできる居場所

▶ボランティアセンターと
こころの健康推進員が協力

【事例】A市の家族支援・当事者支援の取組み



誰かとおしゃべりをして「ホッ」と肩の力をぬいてみませんか？



日時
7月11日（火）
PM13:30～PM15:30

会場

参加費は飲み物代（300円）
を頂きます。
どなたでも参加できます。

「せせらぎカフェ」では専門的な事、雑談、交流会すべて参加者で共有し帰るときには『明日からまた頑張れる！』を目標にしています。

内容（勉強会・情報提供・交流会等々）

★せせらぎカフェ （家族例会（隔月1回））

▶特徴

- ①市内B型事業所のカフェを貸し切り例会を開催
- ②当事者の参加もOK
- ③こころの健康推進員が参加

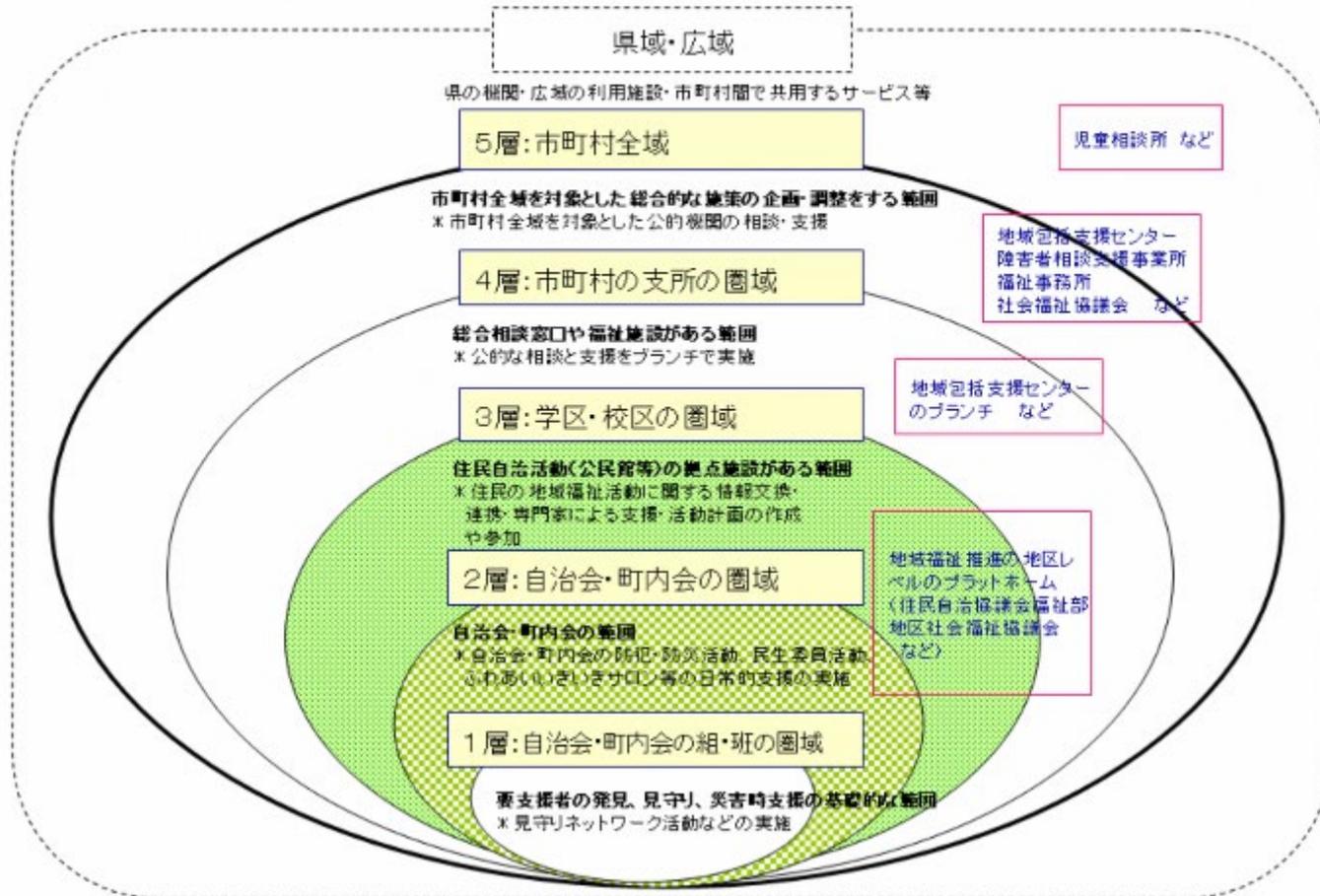
（資料提供承諾済み）

2)市町村圏域における地域包括 ケアシステムの統合化

1人のニーズから地域のニーズへ そして、地域づくり(事業化)へ

重層的な圏域設定のイメージ

(ある自治体を参考に作成したものであり、地域により多様な設定がありうる)



障害者自立支援協議会の活用 →「個から地域づくり」への取り組みが重要

(自立支援) 協議会の役割・機能 (障害者総合支援法89条の3関係)

令和6年4月1日施行

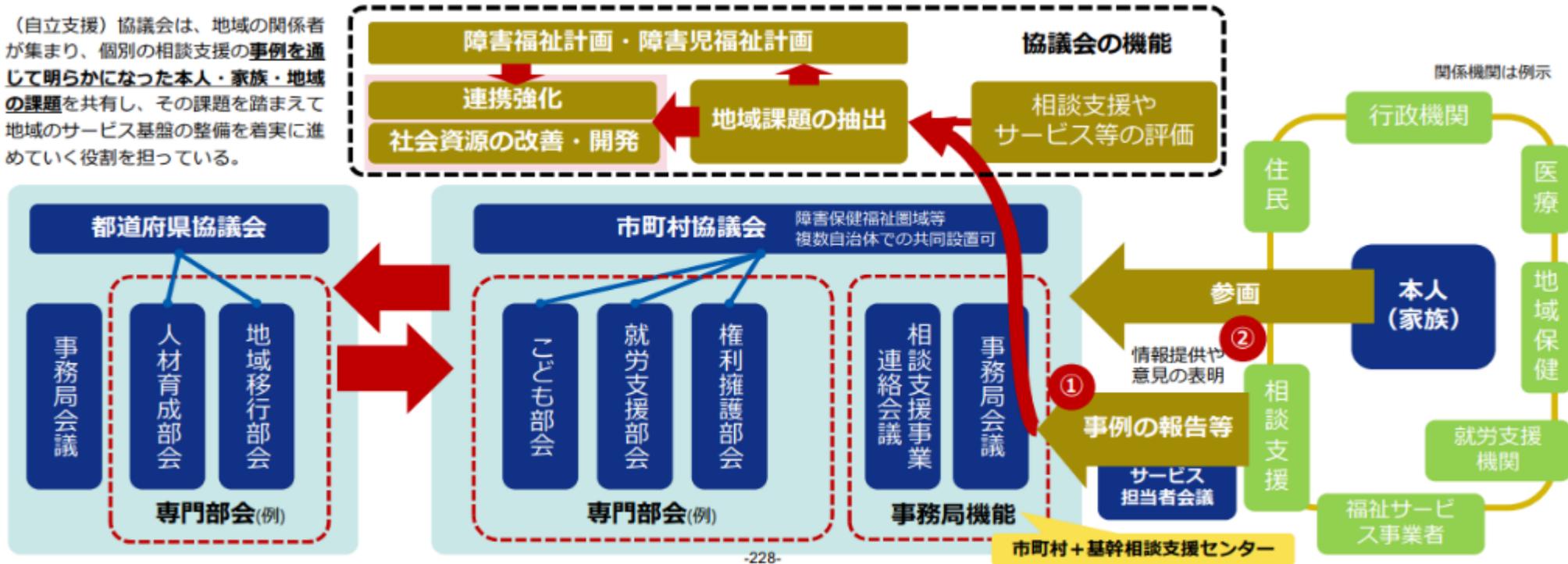
改 ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

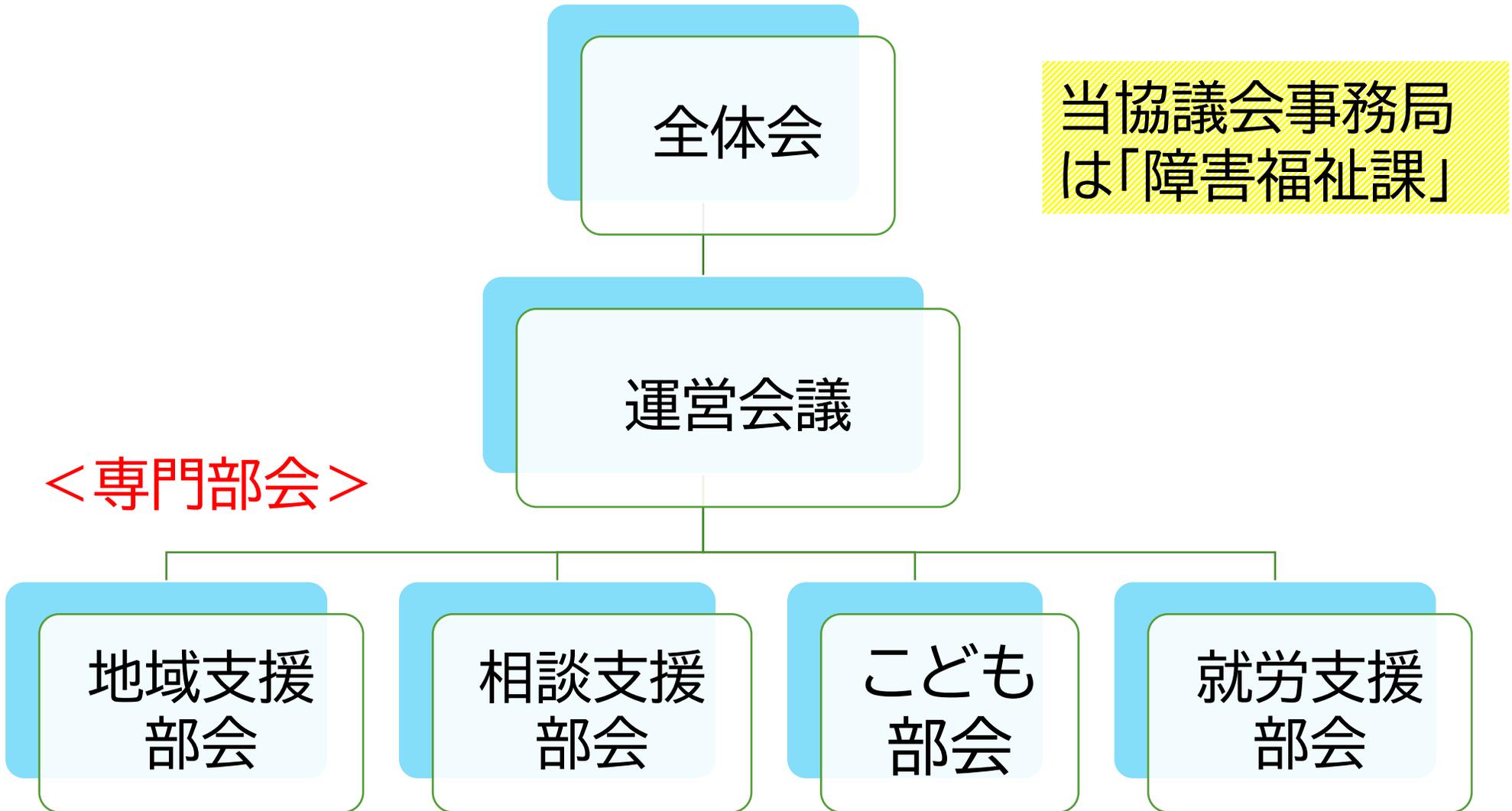
(自立支援) 協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



-228-

出典:厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議 令和6年3月 資料(社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課/地域生活・発達障害者支援室)」2024を一部抜粋

【事例】N市の障害者自立支援協議会組織図



【事例】N市の障害者自立支援協議会 専門部会の構成員

地域生活 支援部会

- 精神科病院
- 相談支援事業所
- 市保健所(中核市)

相談支 援部会

- 相談支援事業所
(主に主任相談支
援専門員がいる事
業所)

こども部会

- 児童発達支援センター
- 児童発達支援事業所
- 放課後デイサービス事業所
- 保育所等訪問支援事業所
- 相談支援事業所

就労支 援部会

- ハローワーク
- 就業・生活支援センター
- 商工会議所
- 障害者職業センター
- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援A型事業所
- 就労支援B型事業所
- 一般企業
- 市の就労支援機関
- 県立特別支援学校高等部
- 発達障害者支援センター
- 相談支援事業所

・「**にも包括**」の協議の場も兼ねており、年に1~2回、市内にある全ての精神科病院、訪問看護事業所、ピアサポーター、障害福祉サービス事業所等を交えて協議を行っている。
・年に2回、N県全市町(21市町)合同の「にも包括」の協議の場を、県+複数市で企画・運営して実施している。

【事例】A市障害者自立支援協議会 精神障害部会



グループワークのテーマは

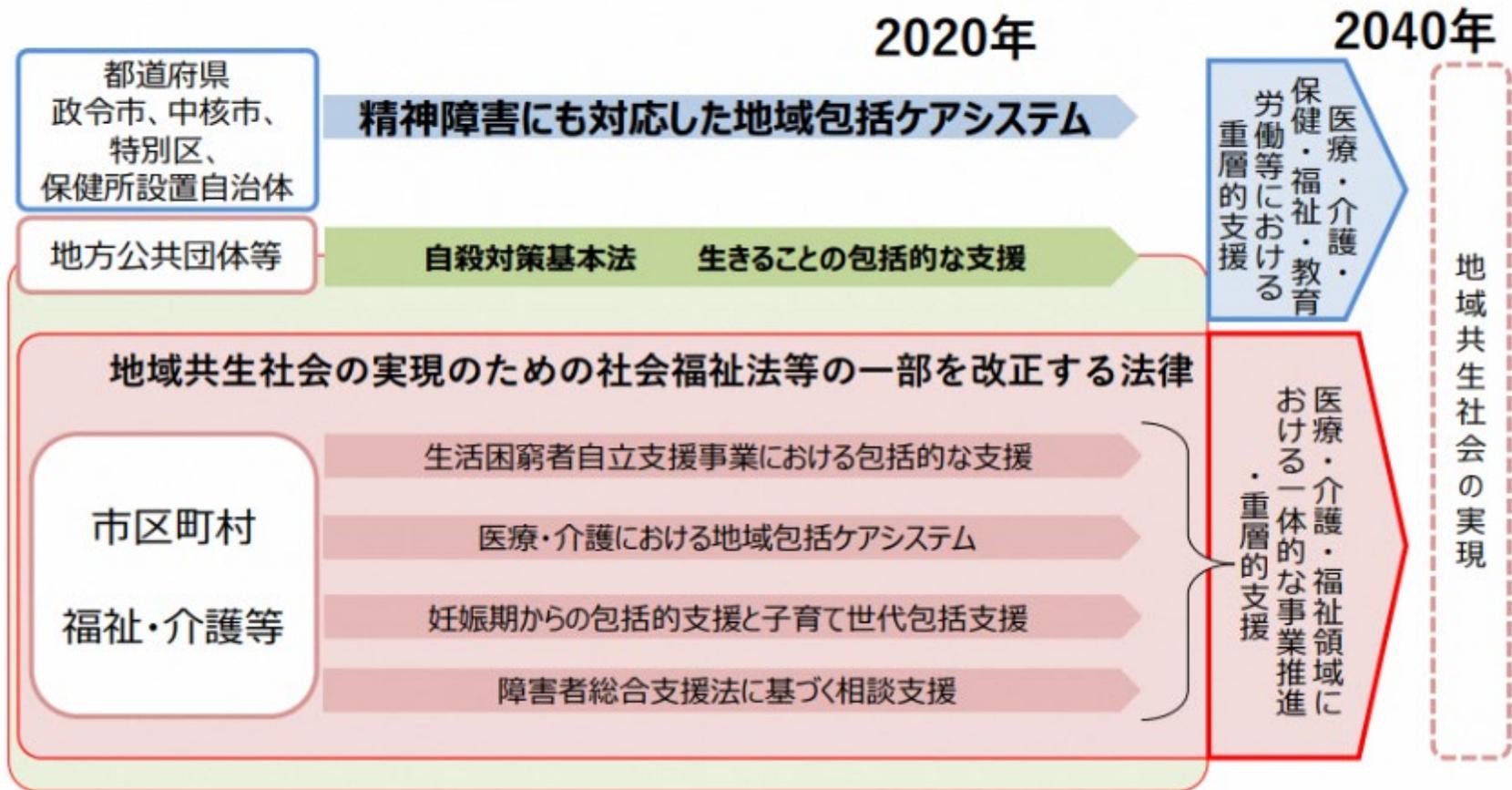
「世界で一番メンタルヘルスサービスが充実した町を作ろう」

(資料提供承諾済み)

市町村が主体となり、多職種他部署で横断的に連携・協働し、地域共生社会の実現を目指していく

市区町村から見た様々な「包括的支援」と施策統合のイメージ

参考) 今後の社会保障改革についてー2040年を見据えてー



重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

→ 令和3年4月1日施行



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

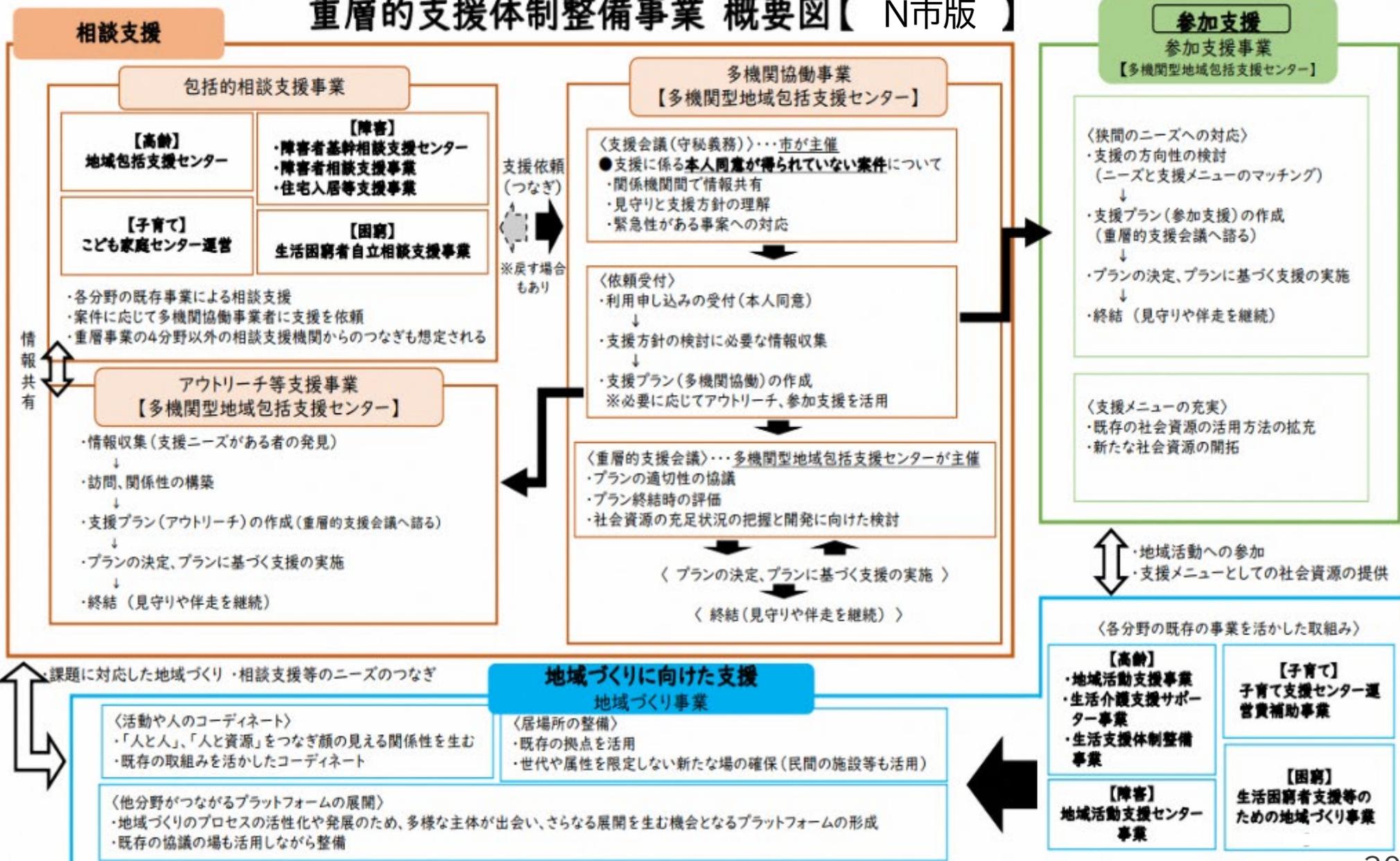
- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

【事例(N市)】

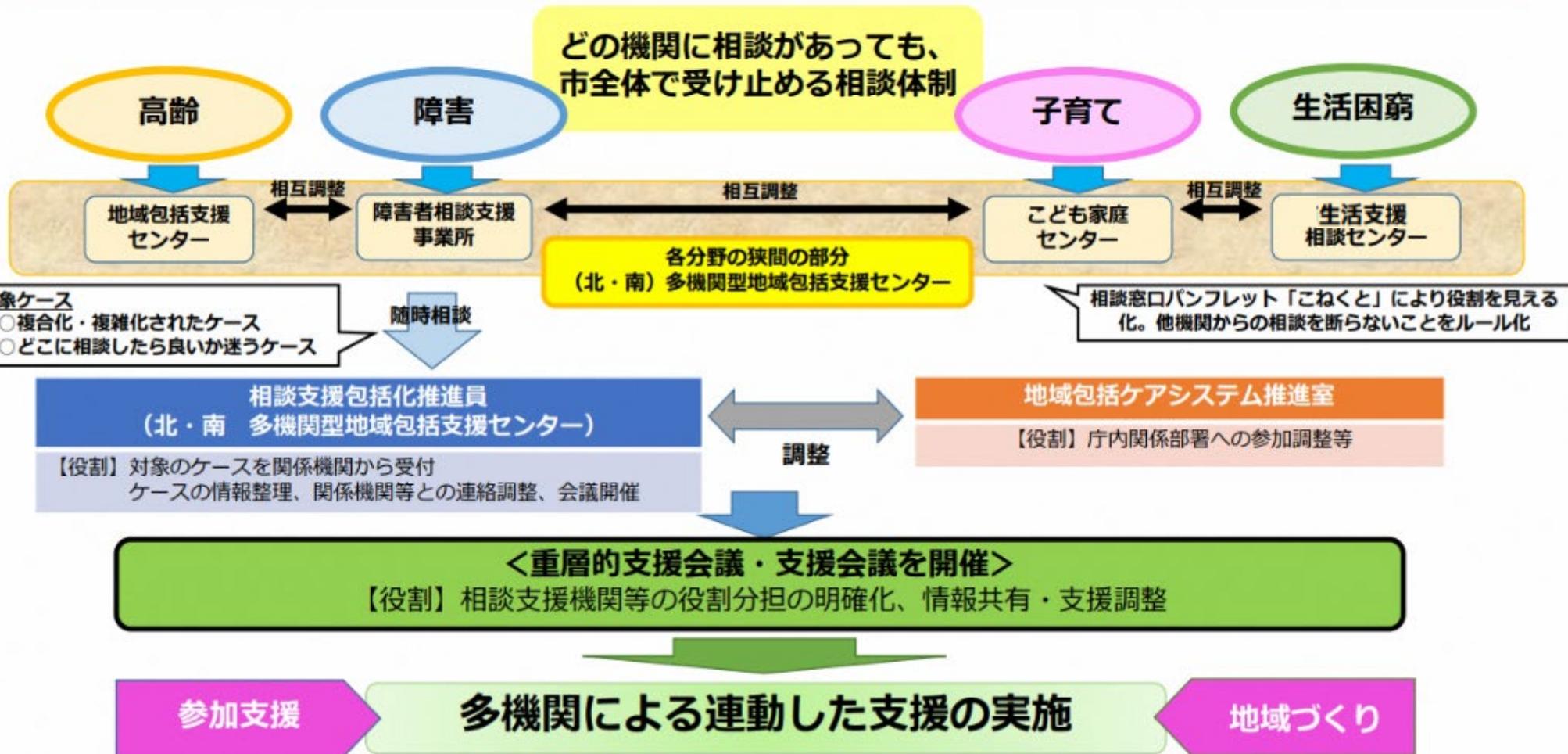
重層的支援体制整備事業 概要図【 N市版 】



【事例】N市の包括的相談支援体制

複合課題を解決するまでの流れ（包括的相談支援体制）

- 各相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしながら、それぞれの相談機関が連動し、全世代を対象とする「多機関型地域包括支援センター」が複合化・複雑化されたケースに対応していく。
- 複数の制度に基づくサービスの組み合わせを多機関型地域包括支援センターが中心となって調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。



講義3 まとめ

- 福祉領域に関わる相談において、精神保健福祉相談員は生活にかかる様々な相談に対して、地域にある資源を活用し、ご本人自らが主体的に選択し利用できるように働きかけるなど、**生活全体**を支援する。
- 生活全体を支援するためには、**フォーマルな資源**（障害者総合支援法などによる公的制度、福祉施設等）のみならず、**インフォーマルな資源**（福祉サービス以外のさまざまな人、もの、場所、市民サービス等）を知っておく必要がある。

講義3 まとめ

- 1人のニーズから地域のニーズへ、そして、**当事者団体、家族会、ピアサポーター**とともに、地域づくり(事業化)へと視点を広げていくことが大事であり、その手段として**(自立支援)協議会**がある。
- 精神保健福祉相談員は、**分野横断的な視点**で支援を行い、地域共生社会の実現を目指す、そのために**個と地域をつなぐコーディネーター**の役割や、社会資源の開拓・創出をしていく役割を担っていく。

参考文献・資料

- 厚生労働省『「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書』 2022. (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26149.html)
- 地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究(研究代表者:藤井千代) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究(分担研究者:野口正行)編『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き-地域共生社会を目指す市町村職員のために(詳細版／普及版)』, 2022.
- 長崎市「長崎市障害者自立支援協議会」ホームページ.
(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/440000/440100/p037930.html>)
- 長崎市「令和6年度 重層的支援体制整備事業研修会」ホームページ.
(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/412000/412008/p042122.html>)
-

ご視聴ありがとうございました。

続いて、【講義4】

都道府県における精神保健福祉業務の実践
の動画をご覧ください。